

保険証兼高齢受給者証について

70歳になると保険証兼高齢受給者証が交付され、医療機関で支払う一部負担金の割合が変わり、かかった医療費の**2割**(※現役並みの所得者は**3割**)の支払いで診療が受けられます。

※一部負担金の割合の判定方法については9ページをご覧ください。

保険証兼高齢受給者証は、70歳以上75歳未満の方に交付されます。(70歳になる誕生月の翌月から対象。ただし、誕生日が1日の方は誕生月から対象。)

この証には、医療機関で支払う一部負担金の割合が記載されていますので、医療機関では「**保険証兼高齢受給者証**」を必ず提示してください。

※75歳になった方は、後期高齢者医療制度に加入することになります。詳しくは33ページをご覧ください。

年齢別の保険証の区分

70歳

70歳になる誕生月まで
→「**保険証**」で受診

75歳

70歳になる誕生月の翌月から
→「**保険証兼高齢受給者証**」で受診(1日生まれは誕生月から)

75歳の誕生日から
→「**後期高齢者医療制度**」に加入

健康保険などの任意継続について

●会社などを退職したとき

会社員や公務員の方などが退職された場合には、退職前に職場の健康保険などに2か月以上の加入期間があれば、退職後2年間は、以前の保険に継続して加入することができます。これを任意継続といいます。

任意継続とこくほでは、保険料(税)などが異なってきます。

任意継続については、職場の健康保険などの事務所に、こくほについては、お住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。



任意継続の手続きは、退職後20日以内に

●手続き先

以前の職場の保険者
(全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部、
各健康保険組合、各種共済組合 など)

●届出に必要なもの

・健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※詳しくは、手続き先の保険者にお問い合わせください。